

低炭素社会の推進

1 環境基本計画の推進

環境部 環境政策課

(環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課)

(1) 目標

松本市総合計画のまちづくりの基本目標である、「人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち」を実現するため、第3次松本市環境基本計画に定める「地球環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」を5つの柱とし、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に展開します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

第3次松本市環境基本計画年次報告書を作成し、松本市環境審議会での外部評価も加えながら適切な進行管理を行いました。また、第4次松本市環境基本計画の策定作業を開始しました。

環境基本計画の下位計画にあたる松本市食品ロス削減推進計画を策定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

計画を効果的に進めるため、市民、事業者、行政等が連携を図りつつ、PDCAサイクルによる適切な進行管理を引き続き行います。また、令和2年度末で第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）の計画期間が終了したことから、引き続き、第4次計画の策定を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年度	松本市環境基本条例公布
11年度	松本市環境基本計画策定
19年度	第2次松本市環境基本計画策定
20年度	松本市一般廃棄物処理計画策定
23年度	第3次松本市環境基本計画策定
	松本市地球温暖化対策実行計画策定
27年度	松本市生物多様性地域戦略「生きものあふれる松本プラン」策定
28年度	松本市地球温暖化対策実行計画（平成28年度改訂版）策定
	松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画策定
	第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）策定
29年度	松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度～令和9年度版）策定
令和元年度	松本市災害廃棄物処理計画策定
2年度	松本市食品ロス削減推進計画策定

イ 統計資料

令和元年度における第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）に定める指標・目標値のある項目の評価状況

評価基準（達成度）	総合評価	
A（100%以上）	35	57.4%
B（70%以上）	20	32.8%
C（40%以上）	5	8.2%
D（40%未満）	1	1.6%
評価できない項目	0	0.0%
計	61	100.0%

基本施策
4-1-1

低炭素社会の推進

2 省エネルギー化、再生可能エネルギー活用の推進

環境部 環境政策課

(環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課)

(1) 目標

人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである地球温暖化に対し、徹底した省エネルギー化を進めるとともに、本市に多く賦存する多様な再生可能エネルギーについて、地域の活性化や災害時の活用に寄与するよう、積極的に導入を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 住宅用温暖化対策設備設置補助金については、令和2年度の補助件数は904件で、これにより年間715トン（160戸分相当量）の温室効果ガス削減効果がありました（暫定値）。
- イ 平成30年度に竜島温泉に導入した木質チップボイラーは、令和2年度、順調に稼働しています。
- ウ 平成30年度に実施したカーボンマネジメント強化対策検討業務による市施設の省エネ対策案を元に令和2年2月に策定した「松本市環境配慮型公共施設整備指針」の運用を始めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

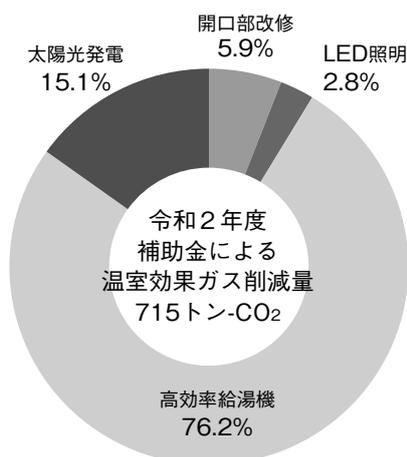
- ア 令和3年4月、住宅用温暖化対策設備設置補助金制度に電気自動車等充電装置への補助を加えます。また、開口部断熱改修への補助金額算定方法を変更し、より利用しやすい制度へ変更します。
- イ 市施設に率先導入したチップボイラーの効率的な稼働を行い、その効果を踏まえ、チップボイラーなど木質バイオマス熱利用の普及を図ることが必要です。
- ウ 再生可能エネルギーを活用した事業を興すためには、多様な課題を解決する必要があることから、産学官が連携した事業化支援の枠組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付開始
26年度	太陽光発電を設置した住宅への蓄電システムの設置に対し補助金交付を開始
29年度	住宅用温暖化対策設備設置補助金交付開始
	再生可能エネルギー導入支援事業補助金交付開始
30年度	竜島温泉へ木質チップボイラーを導入
	松本市カーボンマネジメント強化対策検討業務実施
令和元年度	世界首長誓約／日本に署名
	松本市環境配慮型公共施設整備指針を策定
2年度	気候非常事態宣言及び2050ゼロカーボンシティ表明

イ 統計資料



住宅用温暖化対策設備設置補助金による温室効果ガス削減量とその割合

低炭素社会の推進

3 再生可能エネルギーの活用

上下水道局 下水道課

(1) 目標

消化ガスを再利用した発電設備について、適切な維持管理を行い、安定した消化ガス発生に伴う発電を行います。

また、太陽光発電設備を設置し、更なる再生可能エネルギーの活用を推進します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

ア 宮測浄化センターでは、平成28年度に消化ガス発電設備増設工事が完了し、順調な発電により購入電力量を削減しました。

イ 両島浄化センターでは、平成27年1月から発電を行い、売電を行っています。

ウ 宮測浄化センターでは、令和3年3月から太陽光発電を行い、発電した電気を場内利用しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

宮測浄化センターの消化ガス発電施設整備事業が完了し、両島浄化センターと併せて、全量の消化ガスを利用するため、安定した運転管理によって発電効果を維持することが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度 基本設計（日本下水道事業団）

【宮測浄化センター】

平成23年度 詳細設計・機械設備工事発注（日本下水道事業団 デザインビルド方式による総合評価）

24年度 機械設備・電気設備工事完了 3月末よりMGT（マイクロガスタービン）2台本格稼働

25年度 効果検証

～26年度

27年度 増設機2台設置実施設計・工事着手

28年度 工事完了 平成29年3月より本格稼働 計4台のMGT稼働中

令和2年度 太陽光発電設備工事

3年4月 本格稼働

【両島浄化センター】

平成25年度 ガス発電設備建設（プロポーザル方式による総合評価）

～26年度

27年2月 本格稼働 燃料電池3台

イ 統計資料

宮測浄化センター消化ガス発電実績

宮測浄化センター	H30年度	R元年度	R2年度
発電量(kWh)	247万	233万	237万
購入電力削減率(%)	43.6	40.7	42.4
電力料金削減額(千円)	36,083	34,816	31,499

両島浄化センター消化ガス売電実績

両島浄化センター	H30年度	R元年度	R2年度
売電量(kWh)	197万	194万	193万
売電収益(千円)	87,153	86,060	86,739
売電単価(円税抜き)	40.86	40.86	40.86

3 R の推進

1 ごみ減量対策事業

環境部 環境業務課
(環境エネルギー部 環境業務課)

(1) 目標

市民、事業者及び行政がそれぞれの責任を明確にして、ごみの減量、ごみの分別収集の徹底、再資源化等を進めることにより循環型社会の実現を目指します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 事業形態別組成調査の結果を活用し、多量排出事業者や可燃ごみにプラスチックの混入が多いと思われる事業所に対し、排出状況等の確認及び改善指導を行いました。
- イ 生ごみ堆肥化講習の実施、広報紙によるPR、各イベント等において生ごみの水切りの啓発に取り組みました。
- ウ ごみ分別アプリを配信し、市民が手軽に情報を得られるよう利便性の向上を図りました。
- エ 生ごみ処理機、剪定木破碎処理機、ごみ減量容器の設置経費の一部助成を行いました。
- オ リサイクルセンターでの資源物の常時受入れや紙類常設回収の設置により、資源物収集日以外にも回収できる取り組みを行いました。
- カ 環境教育の一環として、令和元年度に導入した製紙機で市内の廃棄書類から再生紙を作成し、市民への案内チラシ等に使用しました（活用枚数：488,650枚）。

(3) 現状の分析と今後の課題

令和2年度の総ごみ量は、前年度に比べ2.51%減少しました。総ごみ量の減少は、主に事業系可燃ごみの減少によるものであり、事業系可燃ごみの減少の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が低調だったことに起因していると考えられます。対照的に、家庭系可燃ごみは2年連続で増加となりました。引き続き、ごみの減量化・適正処理に関する取り組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成10年度 生ごみ処理機購入費補助開始
- 11年度～13年度 雑びん、ペットボトル、破碎ごみ、蛍光灯、乾電池の分別回収開始
- 15年度 剪定木破碎処理機購入費補助
- 17年度 容器包装プラスチックの資源化開始、廃食油の全市回収を開始
- 20年4月 リサイクルセンター開設
- 26年度 市内全地区（35地区）において使用済小型家電製品の分別回収を開始
- 29年度 スプレー缶等及びライターの分別回収を開始、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信
- 令和元年度 松本クリーンセンター内に製紙機を導入

イ 統計資料

ごみ量の推移

(単位：t)

区分	H 28年度	H 29年度	H 30年度	R 元年度	R 2年度
可燃ごみ	79,457	78,393	77,453	78,742	77,136
埋立ごみ	1,259	1,145	1,201	1,136	1,090
破碎ごみ	303	269	310	355	371
資源ごみ	10,774	9,986	9,354	9,305	8,695
総ごみ量	91,793	89,793	88,318	89,538	87,292
前年対比	△ 1.12%	△ 2.18%	△ 1.64%	1.38%	△ 2.51%

3 R の推進

2 松本市エコトピア山田施設延命化の推進

環境部 環境業務課
(環境エネルギー部 環境業務課)

(1) 目標

更なるごみの減量化を推進するほか、焼却灰や飛灰の再資源化等を着実にを行うことで最終処分場の延命化を図るとともに、今後も長期的に、より安全な施設として使用するため、現在地において再整備します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 再整備に係る全体基本計画を策定するとともに、廃棄物移設工事の設計を行いました。この結果、新処分場の埋立容量と供用開始年度を変更することとしました。また、令和3年3月31日をもって現処分場への廃棄物の埋め立てを終了しました。
- イ 焼却灰は1,613トンを経済資源化、飛灰は3,240トンを経済資源化又は委託埋立を行いました。これにより、市内最終処分場への焼却灰の埋立量は5,661トンとなりました。
- ウ 埋立ごみに混入する可燃ごみや資源ごみを再分別し、破碎処理を行うことにより、埋立の減容化を図りました。また、破碎処理後の埋立ごみの一部(79トン)を委託埋立しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

エコトピア山田の再整備は、課題の整理と実施する事業の抽出を行い、着実かつ安全に進めていく必要があります。また、再整備に伴い再整備期間中は埋め立てが行えないことから、これからも引き続き埋立量を削減するため、より一層ごみの減量化を推進するとともに、焼却灰等を安定的に処理できるよう委託先を確保していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成20年度 焼却灰の資源化(人工砂化)を開始
- 23年度 飛灰の資源化(地盤再生利用)を開始
- 24年度 ごみの共同処理に伴い、塩尻市・朝日村と灰の交換開始、残りの飛灰を全量資源化
- 26年度 焼却灰及び飛灰の資源化に溶融を追加、飛灰は資源化以外に委託埋立を開始
- 29年度 施設の使用開始から50年近くが経過することから、今後も長期にわたり安全な施設として使用するため、現埋立施設を維持しつつ、新構造基準を念頭に新たな検討を開始
- 30年度 検討の結果、現在の場所に埋立地を再整備することに決定
- 令和元年度 再整備事業に着手
- 2年度 再整備事業に係る全体基本計画(案)を作成。年度末をもって廃棄物の埋め立てを終了

イ 統計資料

松本クリーンセンターから排出される灰の処理方法 (単位：t)

区分	処理方法	H30年度	R元年度	R2年度
資源化	焼却灰	1,579	1,475	1,613
	飛灰	642	639	639
	小計	2,221	2,114	2,252
埋立	焼却灰(市内埋立)	5,337	5,750	5,661
	飛灰(委託埋立)	2,573	2,825	2,601
	小計	7,910	8,575	8,262
合計		10,131	10,689	10,514

基本施策
4-1-2

3 R の推進

3 食品ロス削減事業

環境部 環境政策課
(環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課)

(1) 目標

国内で年間 600 万トンに上ると推計されている、「食品ロス（食べられるのに廃棄されている食べもの）」を削減するため、ごみの減量及び食育推進の観点から特に重要な施策と位置付けて、あらゆる世代での「もったいない」を心がけた、食べ残し等を減らす取組みを進めます。

(2) 令和 2 年度 of 取組みと成果

ア 家庭での取組み	……	おうちで「残さず食べよう！ 30・10 運動」の推進、おうちで食べきりキャンペーン（10 月）の展開
イ 飲食店での取組み	……	おそとで「残さず食べよう！ 30・10 運動」の推進、「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度の推進（推進店 224、事業所 106）
ウ 環境教育	……	園児対象の参加型環境教育（市立 44 園及び私立等 9 園の年長児）、小学生対象の環境教育（市内 27 校の 3 年生）
エ その他	……	「松本市食品ロス削減推進計画」を策定、松本市食品ロス削減シンポジウム（オンライン）の開催、広報紙、市政広報番組等での周知啓発、第 4 回食品ロス削減全国大会への参加

(3) 現状の分析と今後の課題

ア	食品ロス削減推進計画に基づき、取組みを進めます。
イ	市民アンケート調査及び一般廃棄物組成・食品ロス調査の結果から、引き続きあらゆる機会での周知に努めるとともに、今後はより実践的な取組みに重点を置き効果的な施策を検討します。
ウ	食品ロス削減全国大会等に参加し、本市の取組みについて積極的な PR を実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 23 年度	「残さず食べよう！ 30・10 運動」を開始
24 年度	園児を対象とした参加型環境教育を開始
27 年度	第 3 回食品産業もったいない大賞において、農林水産省食料産業局長賞を受賞
28 年度	「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を創設、小学校環境教育を開始
29 年度	第 1 回食品ロス削減全国大会を開催
30 年度	食品ロス削減啓発用絵本を作成
令和 元 年度	松本市食品ロス削減シンポジウムを開催
2 年度	松本市食品ロス削減推進計画を策定、松本市食品ロス削減シンポジウム（オンライン）を開催

イ 統計資料（家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合（%））

区分	H 25 年度	H 28 年度	H 30 年度	R 元年度
食品ロス	14.6	14.3	14.0	11.6
調理くずのうち可食部	6.7	6.4	5.0	7.0
食べ残し	5.3	4.5	2.3	3.6
手つかず	2.6	3.4	6.7	1.0

基本施策
4-1-2

3 R の推進

4 松本キッズ・リユースひろば事業

環境部 環境政策課
(環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課)

(1) 目標

育児・子ども用品は使用期間が限られ、子どもの成長後有効活用されていない例が多くあります。そこで、家庭で使用しなくなった育児・子ども用品を回収し、必要とする家庭に無料で配付することで、リユース（再利用）によるごみの減量化と子育て世代への支援を推進します。

(2) 令和2年度の実績と成果

ア 子ども用品の回収

市内 25 か所の地域づくりセンターと環境政策課で回収を行い、子ども服・小物やチャイルドシートなどを約 44,800 点（約 13.8 トン）回収しました。

イ 子ども用品の配付

回収した子ども用品を点検後、ラーラ松本屋内テニスコートで 5 回配付会を開催し、希望する市民に無料で配付しました。配付会は、年 6 回を予定していましたが、5 月の配付会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました。

ウ 広報

子育て無料情報誌への広告掲載や、広報まつもと、市公式ホームページへの情報掲載を通して、幅広く周知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

配付会に参加される方を固定しないよう、広報まつもとや市公式ホームページだけでなく、SNS などを活用して、幅広い方の参加を促します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年 8 月	各回収場所での常時回収を開始
10 月～	第 1 回配付会開催（年度内計 5 回の配付会をラーラ松本で開催）
28 年度	計 8 回の配付会を開催（5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、3 月）
29 年度	計 6 回の配付会を開催（5 月、7 月、9 月、11 月、12 月、3 月）
30 年度	計 6 回の配付会を開催（5 月、7 月、9 月、10 月、12 月、3 月）
令和 元 年度	計 5 回の配付会を開催（5 月、7 月、9 月、10 月、12 月）
2 年度	計 5 回の配付会を開催（7 月、9 月、10 月、12 月、3 月）

イ 統計資料

年度	H 29	H 30	R 元	R 2
配付会参加世帯数	1,745 世帯	1,715 世帯	1,418 世帯	1,151 世帯
配付数	約 47,100 点 約 15.1 トン	約 50,900 点 約 15.9 トン	約 34,600 点 約 12.1 トン	約 21,400 点 約 10.4 トン
回収数	約 64,800 点 約 20.5 トン	約 83,400 点 約 22.8 トン	約 74,400 点 約 22.4 トン	約 44,800 点 約 13.8 トン

環境教育の充実

1 環境教育事業

環境部 環境政策課
(環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課)

(1) 目標

松本の豊かな環境資源を活用した総合的な環境学習を通して市民の環境意識を高め、環境負荷軽減に向けた活動の拡大をめざします。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 新型コロナウイルスの影響で社会生活が制限を受ける中においても、開催方法を工夫し自然観察会等の環境学習講座「エコスクール」を10講座開催することで、幅広い世代に対して環境教育の場を提供しました。
- イ 学校での環境教育の推進を図るため、環境分野の専門性を持つ企業・団体等が講師となる環境学習プログラムを学校へ提供する「小中学校環境教育支援事業」を20校で実施しました。
- ウ 幼少期から「もったいない」の気持ちを育み、環境保全の意識や環境に対する関心を高めるため、市内幼稚園・保育園の年長児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした環境教育を53園で実施しました。また、市内小学3年生を対象に食品ロスをテーマとした環境教育を27校で実施しました。
- エ 環境基本計画ハンドブック（環境副読本）を作成し、市内全小学4年生に配布しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア エコスクールについては新型コロナウイルスの影響により実施数は減少しましたが、ほぼ全ての講座で申込者が定員を上回りました。コロナ禍を通して、自然環境や循環型社会に対する市民の興味関心が高まっていると考えられることから、環境について学習する機会の充実をより一層図っていく必要があります。
- イ 小中学校環境教育支援事業では、小中学校、環境団体及び公民館等が連携し、地域に開かれた学習を実施しました。引き続き、学校の意見や要望も取り入れながら、学習プログラムを提供していきます。
- ウ 年長児や小学3年生対象の参加型環境教育は、参加した園児の約5割、児童の約6割、また保護者の約5割にも意識の変化がみられました。引き続き、家庭への波及効果まで狙った事業を展開します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア エコスクール実績

年度	H 30	R 元	R 2
講座開催数	21 回	18 回	10 回
参加人数	410 名	294 名	145 名

【実施内容】 塩沢川ホタル観察会、ゴマシジミ観察会、ペットボトルから繊維を作ろう、トンボ観察会、牛伏川砂防えん堤めぐり、星空観察会、ロケットストーブを作ってみよう、ワシ・タカウォッチング、化石を通して地球を学ぼう、冬の自然観察会 等

イ 小中学校環境教育支援事業の実績

年度	H 30	R 元	R 2
実施校数	17 校	17 校	20 校
実施事業	31 事業	42 事業	50 事業
実施プログラム数	12 講座	22 講座	25 講座
参加人数	1,447 名	2,365 名	2,512 名

【実施内容】 リバーアドベンチャー、木の授業とバームクーヘン作り、水はどこから?、ワクワク下水道教室、体感&体感!自然体験学習!、体感プログラムを中心とした自然体験学習、水辺の生物の観察会、ぬかくどご飯焼き体験、地域発見ウォーキング、生き物から学ぶ環境学習 等

基本施策
4-2-1

森林環境整備の推進

1 森林整備事業

農林部 耕地林務課、西部農林課
(環境エネルギー部 森林環境課)

(1) 目標

木材等林産物の供給、国土や自然・生活環境の保全、水源のかん養など森林の多面的な機能を十分に発揮させ持続できるよう、整備・保全を推進するものです。

森林のもつ機能を十分維持できるよう、間伐や植栽を進め、森林を健全な姿で次世代に引き継ぐことを目指します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 松本市森林整備計画に基づき、森林経営計画の策定支援や路網の整備、あわせて嵩上げ補助を行うことにより、個人有林や市有林等で約63haの森林造成事業を行いました。
- イ 島内、稲倉、三才山、大村地区の里山整備事業を進めるため、林業事業者と連携し集約化に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

松本市森林整備計画に基づき、計画的な森林の整備と利用期を迎えたカラマツ等の有効活用を進める必要があります。

- ア 計画的かつ一体的な森林整備が進むよう、林業事業者が策定する森林経営計画の策定を支援し、集約化（山林の境界確認、不在地主の確認、事業参画者の同意）に向けた地区説明会を開催します。
- イ 路網整備や高性能林業機械の導入を推進することにより、木材の利用促進を図るとともに、「伐って、植えて、育てて、伐る」という林業の適正な循環の構築に取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 森林造成事業 (委託・補助)

(単位：ha)

年度	造林	下刈	除伐	間伐	搬出間伐	更新伐	枝打他	合計
R 2	6.79	11.92	2.00	8.18	19.96	2.76	11.85	63.46

イ 松本市森林資源の現況

(単位：ha)

松本市地域総面積 97,847 (100%)											
(農地、原野、宅地等) 森林以外	森林面積 78,442 (80%)										
	私有林 38,270 (49%)							国有林 40,172 (51%)			
	針葉樹					広葉樹		未立木等	国有林		
	22,540(59%)					14,840(39%)		890(2%)	40,172(100%)		
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他	クヌギ ナラ	その他	未立木等	針葉樹	広葉樹	その他
19,405 (20%)	13,440	6,119	1,110	725	1,146	951	13,889	890	23,168	12,066	4,938
	35%	16%	3%	2%	3%	3%	36%	2%	58%	30%	12%

令和3年3月31日現在

森林環境整備の推進

2 松くい虫被害対策事業

農林部 耕地林務課
(環境エネルギー部 森林環境課)

(1) 目標

松枯れ被害が拡大する地域の松林において、被害木の伐倒くん蒸処理、ライフライン沿線の危険木処理、樹種転換等の被害状況に応じた対策事業を行う事によって、森林の多面的機能を維持するものです。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 令和2年度は3,840本の被害木を伐倒くん蒸処理しました。
- イ 四賀地区、里山辺地区では、無人ヘリコプターによる薬剤散布中止の代替策として、樹幹注入35.5haを行いました。
- ウ 四賀地区では松林再生のため試験的に抵抗性マツ植栽3.4haを行いました。
- エ 被害が激化している地区で、ライフライン沿線・高速道路沿線の伐採を行いました。
- オ 枯死木の有効活用を探るため、被害木を伐採・搬出し木質バイオマス利用しました。
- カ 個人、団体が実施する、予防のための樹幹注入60件158本と感染拡大防止のため伐採処理164件602本に対して補助を行いました。
- キ 四賀、岡田、本郷、里山辺、入山辺、中山地区で住民主体による松くい虫対策協議会が組織され、対策の検討が進められています。
- ク 松枯れ及び森林の保全利活用に向けた中長期的な取り組みを検討するため、専門家らによる「松本市森林再生検討会議」が開かれ、提言を受けました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 本市の松枯れの現状から、薬剤散布及び森林への新たな樹幹注入は実施しないこととし、今後は、ライフライン沿線の危険木処理や伐倒駆除を推進し、森林再生や利活用に向けた事業に取り組みます。
- イ 提言内容を踏まえた具体的な施策を検討します。
- ウ 被害材の有効活用を図るため、木質バイオマス資源としての活用について検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 松くい虫被害対策

被害の拡大を防止するため、被害状況調査を実施し、伐倒駆除や更新伐、樹種転換等の対策を行っています。

イ 被害木処理状況

年 度	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2
本数(本)	2,671	2,659	2,648	3,962	3,840
事業費(千円)	95,295	95,306	99,696	141,628	155,814

基本施策
4-2-2

花のあるまちづくり・まちなか緑化の推進

1 公園緑地の整備

建設部 公園緑地課

(1) 目標

市民の潤い、やすらぎ、ふれあいの場として、また、災害時における避難場所としての役割を果たすために、都市の景観や地域の特性、住民の要望を配慮しながら、緑の基本計画に基づいて総合的、体系的な整備を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 西南公園のグラウンドの芝が剥がれ傷んでいる箇所について、芝生の再整備を実施しました。
- イ 都市公園を長期にわたり安心・安全に利用するため、公園長寿命化事業で、9カ所の遊具更新、13カ所のベンチ更新を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

古くは昭和20年代に開設された公園があり、樹木の古木化、施設の老朽化が進んでいます。適切な維持管理を行いながら、防災機能の向上、ユニバーサルデザイン化、施設の改築・更新を進めます。また、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地）及び開発行為緑地による緑地等、市民がもっとも身近に利用できる公園整備を重点的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

令和2年度末現在、開設公園162カ所、開設面積345.95ha、市民一人当たりの公園面積は14.66㎡です。
（※参考 令和元年度末 長野県14.9㎡/人、全国10.7㎡/人）

公園の状況

区分	H30年度		R元年度		R2年度	
	公園数 (カ所)	面積 (ha)	公園数 (カ所)	面積 (ha)	公園数 (カ所)	面積 (ha)
街区公園	27	6.57	27	6.57	27	6.57
近隣公園	7	12.50	7	12.50	7	12.50
地区公園	3	16.10	3	16.10	3	16.10
総合公園	2	81.61	2	81.61	2	81.61
広域公園	1	100.90	1	100.90	1	100.90
墓地公園	1	47.00	1	47.00	1	47.00
都市緑地	8	25.01	8	25.01	8	25.01
条例公園(注)	113	56.26	113	56.26	113	56.26
合計	162	345.95	162	345.95	162	345.95

(注) 都市計画決定していない条例公園

一人当たりの公園面積

(㎡)

年度	H30	R元	R2
松本市	14.65	14.66	14.66
長野県	14.82	14.90	—
全国	10.60	10.70	—

花のあるまちづくり・まちなか緑化の推進

2 緑の基本計画

建設部 都市政策課
(建設部 都市計画課)

(1) 目標

地域の実情や低炭素社会の構築等を勘案し、自主性を持って、緑地の保全から公園緑地の整備、その他緑化の推進に関して将来あるべき姿とそれを実現する施策を策定し、緑あふれるまちづくりの指針とします。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

ア 緑の量を増やすことに加えて、緑の「質」を重視することや、緑を通じ自然や「いのちの大切さ」を学ぶこと、五感を通して「緑との関わり」を感じる視点について、開発計画などに対し周知を行いました。

イ 平成28年3月に策定した「緑のデザインマニュアル」を基に、景観計画に定める、個別条件ごとの敷地内緑化提案を実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

策定した「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知しますが、事業者の経済的負担もあることから、誰もが賛同できる緑化について研究し、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。

目標の達成状況を確認し、個々の施策や取組みの方向性について、必要に応じて計画の見直しを検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 5 年度	緑のデザインマニュアル作成（松本市）
9 年度	松本市緑の基本計画策定（基準年平成 7・目標年平成 27）
14 年度	波田町緑の基本計画策定（基準年平成 14・目標年平成 33）
20 年度	松本市景観計画策定
26 年度	松本市緑の基本計画を見直し策定
27 年度	緑のデザインマニュアル作成
28 年度	景観届に緑化の割合導入
30 年度	緑化の割合を盛り込んだ事前協議制度開始

花のあるまちづくり・まちなか緑化の推進

3 水と緑の空間整備事業

建設部 都市政策課
(建設部 都市計画課)

(1) 目標

本市の特色である湧水箇所、多くの人が訪れる場所や小公園等、市街地の緑化を推進するものです。具体的には、市街地に点在する湧水箇所や小公園等に樹木を配置して緑陰を確保し、合わせてベンチ等を設けることにより、水と緑があふれた豊かさの感じられる集い・憩いの空間を創出します。

(2) 令和2年度の実施と成果

周辺住民を中心に開催したワークショップの意見を反映しながら、6カ所の整備、修繕を実施しました。
(千歳橋周辺、一ツ橋周辺、(仮称)大手門枳形跡広場、中町東緑地、縄手通り四柱前小公園、中ノ橋周辺)

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 平成27年3月に策定した「松本市緑の基本計画」では、『これまで同様、緑を増やすことは大切だが、心に潤いと豊かさを感じられる社会を実現するためには、限られたまちの空間に人々が心地よいと感じる「質」を重視した緑を増やすことがより大切である』としています。

イ 事業にあたって、居心地の良さや周辺との調和を重視するため、事業地周辺の事業者や居住者の方々から意見聴取を行い、設計、施工に反映しています。

ウ 意見聴取のため調整に時間を要し、事業進捗に影響することがあります。

エ 心地よい空間確保のため、整備済箇所の維持・修繕費用の安定した財源確保が必要となります。

オ 本事業により潤いある緑の空間が整備されつつありますが、狭小なスペースだけでは水と緑の豊かさを楽しむための休憩施設の整備が困難となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 水と緑の空間整備事業実施箇所数

平成27年度	6カ所
28年度	6カ所
29年度	4カ所
30年度	9カ所
令和元年度	7カ所
2年度	4カ所

基本施策
4-2-3

生物多様性保全の推進

1 生物多様性保全事業

環境部 環境保全課
(環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課)

(1) 目標

松本市生物多様性地域戦略の取組方針である「学習し、広める」「想像し、考える」「実践し、活かす」を基に、生きものの恵みを将来世代も受け取れるよう、生物多様性の保全を推進し、多様な環境に育まれた、生きものあふれる豊かな自然の維持と再生をめざします。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 松本市生物多様性地域戦略のモデル地区である島内地区を流れる車屋せぎ、崖下せぎで水生生物相及び特定外来生物（植物）を6月から1月にかけて実施しました。
- イ 6月から9月にかけて、市民参加型環境調査として市民カエル調査を実施し、136人から報告がありました。
- ウ 河川清掃におけるアレチウリ等の特定外来生物駆除活動に3,329人のボランティアが参加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 開発行為など人間活動によるもの、生活様式の変化などにより逆に人間活動がなくなること、外来生物の影響など、様々な要因で生物多様性が急速に失われつつあります。
- イ 私たちは、衣・食・住をはじめ、「生物多様性」がもたらす様々な恵みを受けて生活していますが、「生物多様性」という言葉の認知度が低く、さらなる啓発が必要です。
- ウ 必要な開発とのバランスをとりながらも、市民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、豊かな自然を将来世代に引き継いでいくことが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

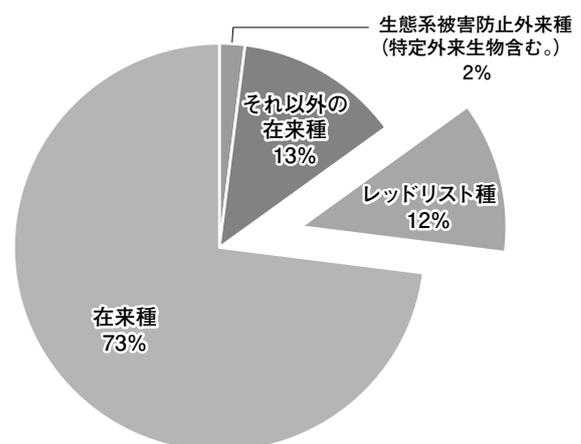
- 平成23年度 生物多様性自治体ネットワークに理事として加盟
- 27年度 松本市生物多様性地域戦略策定
- 29年度～令和2年度
ゴマシジミ保護回復事業やモニタリング調査等の生物多様性保全事業を実施

イ 統計資料

市内に生育する植物種（2,933種）※のうち、
レッドリスト種（絶滅危惧種）の割合（H27）
12.5パーセント（368種）

※ 文献などにより確認された植物種数

市内に生息する植物種の割合（％）



水・大気などの環境保全の推進

1 環境調査と公害の未然防止

環境部 環境保全課
(環境エネルギー部 環境保全課)

(1) 目標

環境調査を適切に、かつ継続的に実施し、市内の状況を把握し、環境保全対策の基礎資料とします。

また、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水の監視や、土壤汚染対策法に基づく指導を行い、公共用水域の水質の保全を図り、地下水汚染や健康被害を未然に防止します。

(2) 令和2年度の実績と成果

ア 河川や地下水などの水質調査 (72カ所)、騒音等の環境調査 (11カ所)、水質汚濁防止法に基づく事業場の立入調査 (64事業場、延べ79回)

イ 土壤汚染対策

(ア) 土壤汚染調査の結果、汚染が判明したため、区域を指定した件数 2件

(イ) 一定規模以上の土地の形質の変更届出書受理件数 22件

ウ 公害苦情処理 (公害苦情数 50件)

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 公共用水域の水質の保全を図るため、事業場からの排水の監視や、河川及び地下水の調査を継続します。

イ 地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設は、構造基準の順守や点検記録の保存が義務付けられています。立入検査を実施し、継続的に監視します。

ウ 土壤汚染による健康被害を未然に防止するため、法に基づく届出提出の徹底を図ります。

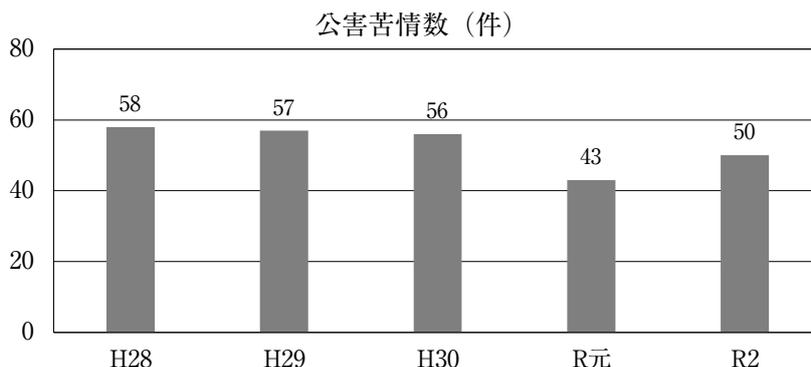
エ 公害苦情件数は減っていますが、その大半を占める野焼きについては、「原則禁止」を周知していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6年度 水質汚濁防止法に定める政令市に指定
15年度 土壤汚染対策法施行
20年度 環境省から「まつもと城下町湧水群」が「平成の名水百選」に認定
24年度 県から大気汚染防止法の一部の事務が移譲

イ 統計資料



景観維持、保全の推進

1 景観形成の推進

建設部 都市政策課
(建設部 都市計画課)

(1) 目標

松本市における良好な景観の形成を総合的に図り、本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を積極的に推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 「松本市景観条例」に基づく「行為届出」件数は136件、同「通知」件数は9件ありました。
- イ 「松本市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物設置等許可事務399件、うち、違反広告物の是正案件は24件でした。
- ウ 平成30年1月から導入した景観事前協議制度により、届出のあった7件に対し、計9回の景観評価会を開催し、協議を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成20年3月に「松本市景観計画」を策定して以降、10年が経過しています。これまでの施策を検証し、松本の顔となる良好な景観を望む場所を眺望点として位置付け、計画の見直しを進めます。
- イ 市民の景観に対する意識の高揚に資するため、既存事業を検証し、新たな事業を開発します。
- ウ 屋外広告物については、県からの権限移譲も含め、制度全般の周知を進めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 60年度	第4次基本計画に基づき松本市都市美観整備計画を策定
63年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成 4年度	松本市都市景観条例を施行
12年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
14年度	松本市公共案内サイン基本計画を策定
19年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を全部改正
20年度	松本市景観条例、松本市屋外広告物条例を施行
21年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
25年度	合併4地区及び空港東地区の高さ制限追加
27年度	波田地区を追加
29年度	景観事前協議制度導入
令和 2年度	松本市屋外広告物条例の全部改正

景観維持、保全の推進

2 空き家対策

建設部 都市政策課
(建設部 住宅課)

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応については、住宅課を総合相談窓口とし、庁内関係課と連携しながら、活用困難な空き家の対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、まちの活性化を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 空き家等対策計画の実施等に関する協議を行うため設置した松本市空き家等対策協議会での意見を聴取し、松本市空き家等対策計画に基づき、利活用する空き家や管理不全空き家等の対策を推進しました。
- イ 松本市空き家バンクのホームページ等により、利活用可能な空き家情報を移住希望者や空き家の利用希望者等に情報提供し、空き家の利活用を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

空き家の発生を未然に防ぎ、有効な活用の推進を通じた魅力あるまちづくりを実現するため、松本市空き家等対策計画に基づき、松本市空き家等対策協議会及び庁内関係課と協議を行い、空き家等対策を進めます。

空き家の利活用を促進するための改修工事費や、市民の安全及び生活環境を保全するため、老朽危険空き家に対する解体費補助制度を周知します。また、不動産関係団体と連携して空き家バンクの物件登録を増やし、移住促進を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 24 年度	第 1 回空き家対策庁内課長会議の開催 空き家・空き地調査の実施
26 年度	「空き家リスト」作成のための資料収集及びアンケート調査
27 年度	「空き家リスト」作成のための資料収集（合併地区）
28 年度～	県が進める「信州まちなかりノバージョン推進事業」により天神地区の空き家見学会を開催
29 年度	空き家対策の強化を図るため、10 月から都市政策課に総合相談窓口を設置
30 年度	法務、不動産、建築等に関する学識経験者及び地域住民等で構成した松本市空き家等対策協議会を設置し、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進するため松本市空き家等対策計画を策定
令和 元 年度	松本市空き家バンクの開設
2 年度	空き家に関する補助制度の制定及び特定空き家等に 1 件認定

基本施策
4-3-2

景観維持、保全の推進

3 まちなみ修景事業

建設部 都市政策課
(建設部 都市計画課)

(1) 目標

各地区のまちづくり協定に定めたデザインに基づきファサード（正面周辺部）を改修することで、城下町の歴史的な景色に調和した魅力ある街なみを形成し、周辺観光施設や中心市街地との回遊性の向上を図ります。（整備費用の3分の2相当額を補助。上限300万円）

(2) 令和2年度の実績と成果

建築等の行為に当たっては、お城周辺地区まちづくり推進協議会第2ブロックにおいて締結した、修景基準や協定に適合しているか運営委員会に諮り事業者と協議を行っています。また、地区内で制度や基準を周知するための勉強会なども実施しています。今後更に景観形成が進むよう地区内での意識醸成を支援します。

修景補助実績：お城周辺 3件

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 三の丸地区内では大規模な公共事業が進行しており、今後も大きく街並みが変わりつつあります。
イ 大名町通りや土手小路、内環状北線の整備の進捗に合わせて沿線建物の更新により一体的な景観形成が進むようまちなみ修景事業を進めます。

(4) 現在までの経過と実績

ア 経過

事業年度：平成元年度～

対象地区：中町、本町、下町、中央東地区、お城周辺（外堀大通り・土井尻・大名町通り・六九）

事業期間：中町 平成 元～21

本町 平成 13～16

下町 平成 6～23

中央東 平成 18～25

お城周辺 平成 30～

イ 実績

補助実績：中町 52件

本町 17件

下町 42件

中央東 13件

お城周辺 6件

計 130件

公衆衛生環境の向上

1 市営霊園管理事業

環境部 環境保全課
(環境エネルギー部 環境保全課)

(1) 目標

市民の墓地需要に対応するため、市営霊園の整備、貸付け、管理を適正に行うものです。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 中山霊園の第3次造成地に新規墓所37区画の造成を行いました。
- イ 上記新規墓所のうち31区画、返還された墓所等及びその他霊園の墓所71区画の、合計102区画の貸付けを行いました。
- ウ 屋外型合葬式墳墓（樹木式埋蔵場所）の生前申請の受付を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状の分析
 - (ア) 従来型の墓所利用者は、合葬式等の墓所に遺骨を移し、聖地区画を返還する、いわゆる「墓終い」をする方が増加傾向にあります。
 - (イ) 平成24年度に供用を開始した屋内型合葬式墳墓（個別埋蔵場所、共同埋蔵場所）の利用者は、一定の需要があり、生前申請の受付を開始した樹木式埋蔵場所は、年度中に234件の申込みがありました。
- イ 今後の課題

墓所需要が多様化しているため、市民が望む墓所形態を的確に把握し、提供をしていくことが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 市営霊園の聖地貸付・返還数実績 (単位：件)

項目	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 元年度	R 2 年度
新規貸付	110	63	101	69	102
返還	49	57	59	61	42

イ 市営霊園の合葬式墳墓申込数実績 (単位：件)

項目	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 元年度	R 2 年度
個別埋蔵	43	50	33	30	36
共同埋蔵	58	101	100	119	105
樹木式埋蔵	-	72	50	52	234
合計	101	223	183	201	375

公衆衛生環境の向上

2 河川環境美化事業

環境部 環境保全課
(環境エネルギー部 環境保全課)

(1) 目標

河川愛護団体と連携し、環境美化、意識の向上を図ります。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 河川をきれいにする会（18団体）の運営補助
- イ 信濃川を守る協議会、長野県による河川パトロールの実施

(3) 現状の分析と今後の課題

河川のごみ量は減少傾向にありますが、引続き清掃・啓発を行い、環境美化に努めます。
また、アレチウリやオオキンケイギク等の特定外来生物の駆除も引続き実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和42年度 横田溝渠をきれいにする会が設立。その後、各河川をきれいにする会が設立される
平成28年度 三間沢川をきれいにする会が設立され、18団体となる

イ 統計資料

(ア) 河川をきれいにする会（18団体実績）

年度	清掃回数(のべ回数)	収集ごみ量(kg)	のべ参加人数(人)
H 30	348	220,085	25,981
R 元	382	204,758	33,870
R 2	243	129,642	15,013

(イ) 河川パトロール実績（2回/年）

年度	収集ごみ量(kg)	参加人数(人)
H 30	1,633	79
R 元	53	20
R 2	92	28

公衆衛生環境の向上

3 地域ねこ管理活動支援事業

環境部 環境保全課
(健康福祉部 食品・生活衛生課)

(1) 目標

飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の生活環境の保持を図ります。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア オス 63 頭、メス 90 頭の去勢、不妊手術を行いました。
イ 県松本保健福祉事務所の猫の引取頭数は、38 頭から 56 頭と若干の増加は見られたものの、ほぼ横ばいとなりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域ねこ管理活動の指定地域 159 カ所のうち、66 カ所は全て去勢、不妊手術を終了しました。
イ 今後も地域ねこ管理活動支援事業の指定地域の住民の理解を得られるよう努めます。引続き事業を行い、捨て猫等に起因する地域トラブルの減少を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 20 年度 松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱施行
26 年度 地域猫管理活動支援事業として予算を増額

イ 統計資料

地域ねこ管理活動支援事業として行った手術頭数

年 度	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2
オス 上限 8,800 円	56	59	55	52	63
メス 上限 16,500 円	90	89	92	93	90
合計 (頭)	146	148	147	145	153